

《学校において予防すべき感染症》 学校保健安全法施行規則第19条

	特徴	該当する感染症
第一種	発生は稀だが重大な感染症	エボラ出血熱
		クリミア・コンゴ出血熱
		痘そう
		南米出血熱
		ペスト
		マーブルグ病
		ラッサ熱
		急性灰白随炎
		ジフテリア
		重症急性呼吸器症候群（病原体がSARSコロナウイルスである者に限る）
		鳥インフルエンザ（病原体がインフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルスであってその血清型がH5N1である者に限る）
第二種	飛沫感染し流行拡大の恐れがある感染症	インフルエンザ（鳥インフルエンザH5N1を除く）
		百日咳
		麻疹（はしか）
		水痘（水ぼうそう）
		風疹（三日ばしか）
		流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）
		咽頭結膜炎（プール熱）
		結核
第三種	飛沫感染が主体ではないが、放置すれば流行拡大の恐れがある感染症	コレラ
		細菌性赤痢
		腸管出血性大腸菌感染症
		腸チフス
		パラチフス
		流行性角結膜炎
		急性出血性結膜炎
		その他の感染症

《出席停止期間の基準》 学校保健安全法施行規則第20条

	感染症名	出席停止期間
第一種	エボラ出血熱	治癒するまで
	クリミア・コンゴ出血熱	
	痘そう	
	南米出血熱	
	ペスト	
	マーブルグ病	
	ラッサ熱	
	急性灰白随炎	
	ジフテリア	
	重症急性呼吸器症候群（病原体がSARSコロナウイルスである者に限る）	
	鳥インフルエンザ ² （病原体がインフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルスであってその血清亜型がH5N1である者に限る）	
第二種	インフルエンザ（鳥インフルエンザH5N1を除く）	発症後5日間を経過し、かつ解熱後2日を経過するまで。（幼稚園：発症後5日間を経過し、かつ解熱後3日を経過するまで）
	百日咳	5日間の抗生物質製剤による治療終了かまたは特有の咳が消えるまで
	麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
	水痘（水ぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで
	風疹（三日ばしか）	発疹が消失するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	腫れが出た後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	咽頭結膜炎（プール熱）	主症状が消退した後2日を経過するまで
	結核	感染の恐れがないと認めらるまで
第三種	コレラ	医師が感染の恐れがないと認めるまで
	細菌性赤痢	
	腸管出血性大腸菌感染症	
	腸チフス	
	パラチフス	
	流行性角結膜炎	
	急性出血性結膜炎	
	その他の感染症	

赤字の部分が2012年4月より変更。